

土壌汚染情報公開台帳別紙1

土壌の汚染状況	報告受理年月日	調査の種類	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和6年7月10日	汚染状況調査	鉛及びその化合物	溶出量基準	ユーロフィン日本環境株式会社
	令和6年7月10日	汚染状況調査	鉛及びその化合物	含有量基準	ユーロフィン日本環境株式会社
	令和6年7月10日	汚染状況調査	砒素及びその化合物	溶出量基準	ユーロフィン日本環境株式会社

土壌汚染情報公開台帳別紙2

地下水の汚染状況

報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者

土壤汚染情報公開台帳別紙3

地下水の汚染状況
(敷地境界)

報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者

土壤汚染情報公開台帳別紙4

・当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のため講じられた措置がある場合は、その内容

措置の方法の種類	措置に関する状況

台帳履歴管理

調製年月日	令和6年11月29日	調製の契機	第116条第11項	
訂正年月日		訂正の契機		



発行
東京都

目次

告示

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課……）

●東京都告示第九百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

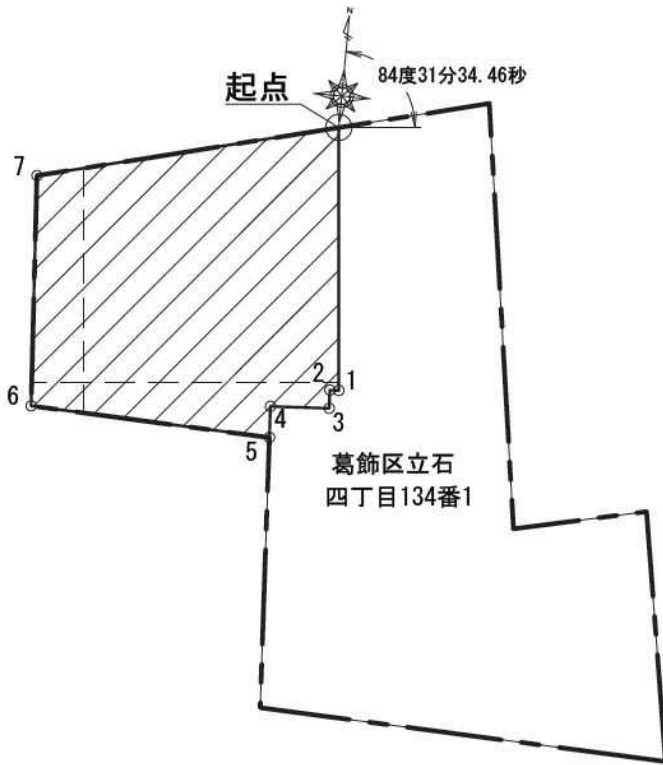
令和六年九月三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区立石四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画境界線
 - 筆境界
 - - - 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、葛飾区立石四丁目134番1の最西端から筆境界沿いに東側へ12.0m移動した、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度(84度31分34.46秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000
1	-10.292	0.000
2	-10.281	-0.351
3	-10.997	-0.376
4	-10.918	-2.674
5	-12.140	-2.716
6	-10.899	-12.043
7	-1.885	-11.814

※座標は、起点を (X, Y)=(0.000, 0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿一丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 一筒月 三〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町一丁目三十二番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号 101-0051

土壤汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	葛飾区	立石四丁目3-12
	地番	葛飾区	立石四丁目134番1の一部
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合（調査対象地の一部も含む）は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	124.38 m ²		図1-1
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	ユーロフィン日本環境株式会社		
指定調査機関の指定番号	2003-8-2020		
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号） ● 同法施行令（平成14年政令第336号）、同法施行規則（平成14年環境省令第29号） ● 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（最新版 環境省水・大気環境局土壤環境課） ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号） ● 東京都土壤汚染対策指針（平成31年4月1日施行） 		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)												
有害物質取扱事業場の設置履歴	有	1970年(昭和45年)から2023年(令和5年)まで金属加工業を営む「サンライトネーム」が立地していた。										
特定有害物質の使用状況とその形態	「サンライトネーム」では六価クロム化合物の使用等履歴が確認された。また事業内容からその他の第二種特定有害物質全物質、第一種特定有害物質全物質、PCBについても使用等があった可能性が考えられる。											
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無											
既往調査・対策の経緯	無											
その他の経緯	無											
汚染のおそれとその由来	<ul style="list-style-type: none"> ● 人為由来による汚染のおそれがある(おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある 	別紙1、別紙2「汚染のおそれの区分図」										
試料採取等対象物質の種類とその理由	<table border="1"> <tr> <td>第一種特定有害物質</td> <td>原材料等で使用されていた可能性がある</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>現像工程で使用されていた</td> </tr> <tr> <td>第二種特定有害物質</td> <td>原材料等で使用されていた可能性がある</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル(PCB)</td> <td>PCB使用機器が設置されていた可能性がある</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第一種特定有害物質	原材料等で使用されていた可能性がある	六価クロム化合物	現像工程で使用されていた	第二種特定有害物質	原材料等で使用されていた可能性がある	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	PCB使用機器が設置されていた可能性がある			別紙1、別紙2「汚染のおそれの区分図」
第一種特定有害物質	原材料等で使用されていた可能性がある											
六価クロム化合物	現像工程で使用されていた											
第二種特定有害物質	原材料等で使用されていた可能性がある											
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	PCB使用機器が設置されていた可能性がある											
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由												
土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	<table border="1"> <tr> <td>土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地</td> <td>調査対象地全域</td> </tr> <tr> <td>土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地</td> <td>なし</td> </tr> </table>	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	調査対象地全域	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	なし	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	なし	別紙1、別紙2「汚染のおそれの区分図」				
土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	調査対象地全域											
土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	なし											
土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	なし											
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	<table border="1"> <tr> <td>現地表面の汚染のおそれの有無とその理由</td> <td>有</td> <td>地表の高さの変更履歴は確認されなかったため。</td> </tr> <tr> <td>現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度</td> <td>無</td> <td>事業に伴う廃液は作業場にて全量回収しており、排水や埋設等の履歴は確認されなかったため。</td> </tr> </table>	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	地表の高さの変更履歴は確認されなかったため。	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	無	事業に伴う廃液は作業場にて全量回収しており、排水や埋設等の履歴は確認されなかったため。	別紙1、別紙2「汚染のおそれの区分図」				
現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	地表の高さの変更履歴は確認されなかったため。										
現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	無	事業に伴う廃液は作業場にて全量回収しており、排水や埋設等の履歴は確認されなかったため。										

添付書類：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

3. 調査方法			
3-1. 単位区画の設定			
起点の位置	X座標、Y座標	X座標: [] Y座標: [] 世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく	
	その他	対象地の最北端を起点に設定、なお、敷地内に起点再現基準点を2点設定し、位置を記録した。	
起点の高さ	TP	-0.794 m	その他 [] m
起点の高さを計測した場所(面)	地盤面		
北の定義	真北		
回転角度	84度	31分	34.46秒
その他			
3-2. 土壌調査方法			
※調査地点位置図を別紙2「試料採取等地点図」			に示す。
現地試料採取期間	ガス採取	2024/4/19	
	土壌採取	2024/4/19~2024/4/27	
室内分析期間	2024/4/19~2024/4/30		
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	調査対象地に設定された単位区画は、すべて「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に含まれるため、すべての試料採取等対象物質について調査区画を「全部対象区画」とした。	
	一部対象区画	調査対象地においては「一部対象区画」は存在しない。	
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8~1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。	
	一部対象区画	該当なし	
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子	該当なし	
	トラベルブランク試験の有無	有	
値の補正の有無	無	濃度の増減は± 20%未満	
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法	土壌ガス調査において、調査対象物質の土壌ガスの検出が確認されなかったため、第一種特定有害物質を対象としたボーリング調査は実施しなかった。		
	帯水層底面が確認された深度	-	- m
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、単位区画毎に、「現地表面」(表層)から深さ5cmまでの土壌と深さ5cmから50cmまでの土壌をそれぞれ採取し、これを土壌試料とした。 なお、対象地では作業場流し台に接続する埋設配管が存在していたが、既に同配管は撤去されており、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでないため、地表面のみを状況調査の試料採取深度とした。	
	一部対象区画	該当なし	

添付書類： (規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

3-3. 地下水調査方法			
※調査地点位置図を 別紙4「試料採取等地点図」			に示す。
現地試料採取 期間	代表地点	2024/5/27	
	対象地境界	-	
室内分析期間	代表地点	2024/5/28~2024/6/3	
	対象地境界	-	
代表 地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う位置の選定(平面)	表層調査において、土壌溶出量の基準超過が確認された地点のうち、最も土壌 溶出量の濃度が高い地点(A1-2)を代表地点として地下水調査を実施(詳細調 査実施時のボーリング孔にて試料採取)	別紙3、別紙4 「試料採取等 地点図」
	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う深さの選定(断面)	地下水位(GL-1.20m)から帯水層底面(GL-9.40m)までをスクリーン設置区間と して、その中間深度で地下水試料を採取した。	別紙3
	帯水層底面が 確認された深度	確認された。 GL-9.40 m	別紙3
対象 地境 界	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う位置の選定(平面)	-	-
	地下水採取等対象物質と地下水採取を 行う深さの選定(断面)	-	-
	帯水層底面が 確認された深度	- - m	-
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、 土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。	-

添付書類：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を別紙4 に示す。

※2 調査結果総括図を別紙5「検出状況図」 に示す。

試料採取日	ガス採取	2024/4/19
	土壌採取	2024/4/19
	地下水	代表地点 対象地境界

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質) (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	0	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	0	0.01				
	ジクロロメタン	0.1	2	不検出	0	0	0.02				
	クロロエチレン	0.1	2	不検出	0	0	0.002				
	四塩化炭素	0.1	2	不検出	0	0	0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	2	不検出	0	0	0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	0	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	0	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	2	不検出	0	0	1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	2	不検出	0	0	0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	2	不検出	0	0	0.002				
	ベンゼン	0.05	2	不検出	0	0	0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査				代表地点における 地下水調査				対象地境界における 地下水調査					
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1)	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1)	基準 超過 区画数 注3)	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質) (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01	0						0				0			
	テトラクロロエチレン	0.01	0						0				0			
	ジクロロメタン	0.02	0						0				0			
	クロロエチレン	0.002	0						0				0			
	四塩化炭素	0.002	0						0				0			
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0						0				0			
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0						0				0			
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0						0				0			
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0						0				0			
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0						0				0			
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0						0				0			
	ベンゼン	0.01	0						0				0			
	(第二種特定有害物質) (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	2		ND		0	無	0			0			
シアン化合物		0.1	2		ND		0	無	0			0				
鉛及びその化合物		0.01	2		0.023		2	無	1	ND	0	無	0			
六価クロム化合物		0.05	2		ND		0	無	0			0				
砒素及びその化合物		0.01	2		0.018		1	無	1	0.003	0	無	0			
水銀及びその化合物		0.0005	2		ND		0	無	0			0				
セレン及びその化合物		0.01	2		ND		0	無	0			0				
ぼう素及びその化合物		1	2		ND		0	無	0			0				
ふっ素及びその化合物		0.8	2		0.48		0	無	0			0				
有機燐化合物		0.1	0		-		0	無	0			0				
(第三種特定有害物質) (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	2		ND		0	無	0			0				
	チウラム	0.006	0		-		0	無	0			0				
	シマジン	0.003	0		-		0	無	0			0				
	チオベンカルブ	0.02	0		-		0	無	0			0				

*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

添付書類： (規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 (規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(特定有害物質) 第二種	カドミウム及びその化合物	45	2		ND		0	無
	シアン化合物	50	2		ND		0	無
	鉛及びその化合物	150	2		170		1	無
	六価クロム化合物	250	2		ND		0	無
	砒素及びその化合物	150	2		ND		0	無
	水銀及びその化合物	15	2		ND		0	無
	セレン及びその化合物	150	2		ND		0	無
	ほう素及びその化合物	4000	2		ND		0	無
	ふっ素及びその化合物	4000	2		ND		0	無
基準不適合範囲の地番		葛飾区立石四丁目134番1の一部						
基準不適合範囲の面積 ^{※2} (m ²)		124.38						
汚染原因		特定できなかった。						
備考	調査対象区画数	2 区画						
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

- ①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
- ②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
- ③統合された区画は1区画と数えてください。
- ④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
- ⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。
 なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

添付書類：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 (規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

（法、条例共通）

詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

1. 調査概要		
調査対象地	住居表示 葛飾区立石四丁目3-12	図1-1
	地番 葛飾区立石四丁目134番1の一部	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合	
現地試料採取期間	2024/5/27	
室内分析期間	2024/5/28～2024/6/3	
指定調査機関名	ユーロフィン日本環境株式会社	
指定調査機関の指定番号	2003-8-2020	
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none">● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号)● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課)● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 調査方法			
		※ボーリング調査地点位置図を別紙4「試料採取地点図」に示す。	
		※ボーリング調査地点の断面図を別紙4「試料採取地点図」別紙5「検出状況図」に示す。	
第一種特定有害物質の土壤 試料採取深度 ^{※1}			
第二種特定有害物質、第三種特定有害物質の土壤試料採取深度 ^{※1}	土壤調査で基準不適合となった以下の物質について、汚染範囲確定のためのボーリング調査を実施した。		
	鉛及びその化合物	2	試料採取深度 表層～表層-3.0m
	砒素及びその化合物	2	試料採取深度 表層～表層-3.0m
地下水試料等対象物質、採取位置、採取深度、採取方法 ^{※2}	ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、土壤調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。		
	帯水層底面が確認された深度	確認された。 GL-8.70 m	
	鉛及びその化合物	1	A1-3において、地下水位 (GL-1.10m) から帯水層底面 (GL-8.70m) までをスクリーン設置区間として、その中間深度で地下水試料を採取した。

※1 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※2 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

添付書類： (規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を別紙4 に示す。

※2 調査結果総括図を別紙5「検出状況図」 に示す。

試料採取等対象物質名	調査区画数	基準不適合の区画数	最深調査深度(m)	最深汚染深度(m)	最大濃度	
土壌溶出量 (mg/L)	鉛及びその化合物	2	2	3.00	1.00	0.023
	砒素及びその化合物	1	1	3.00	1.00	0.017
土壌含有量 (mg/kg)	鉛及びその化合物	1	1	2.00	表層	170
地下水 (mg/L) ※	鉛及びその化合物	1	1			ND

<備考>

・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、汚染状況調査の最大濃度を記入してください。

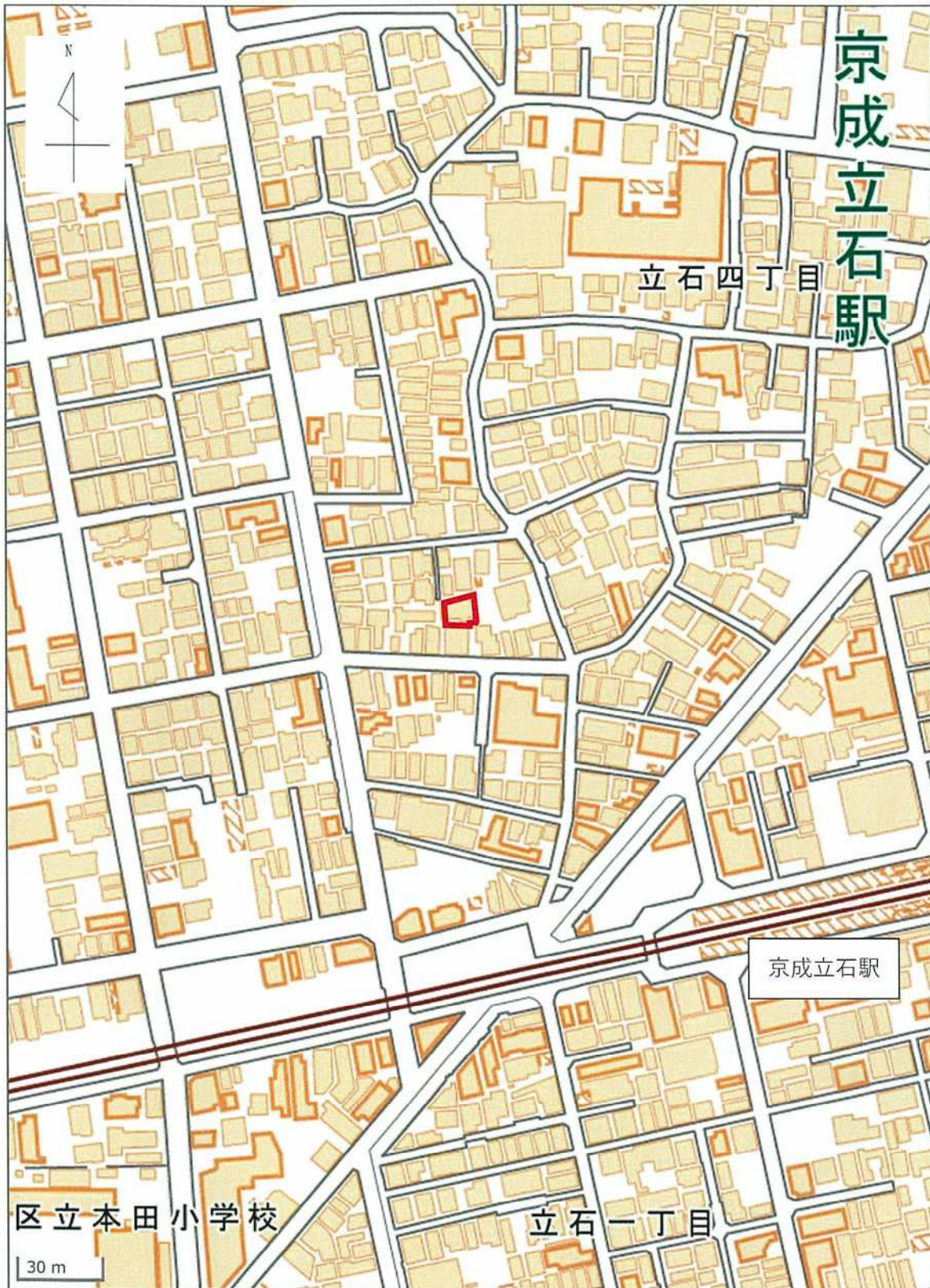
※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

添付書類：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

添付書類：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
（規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

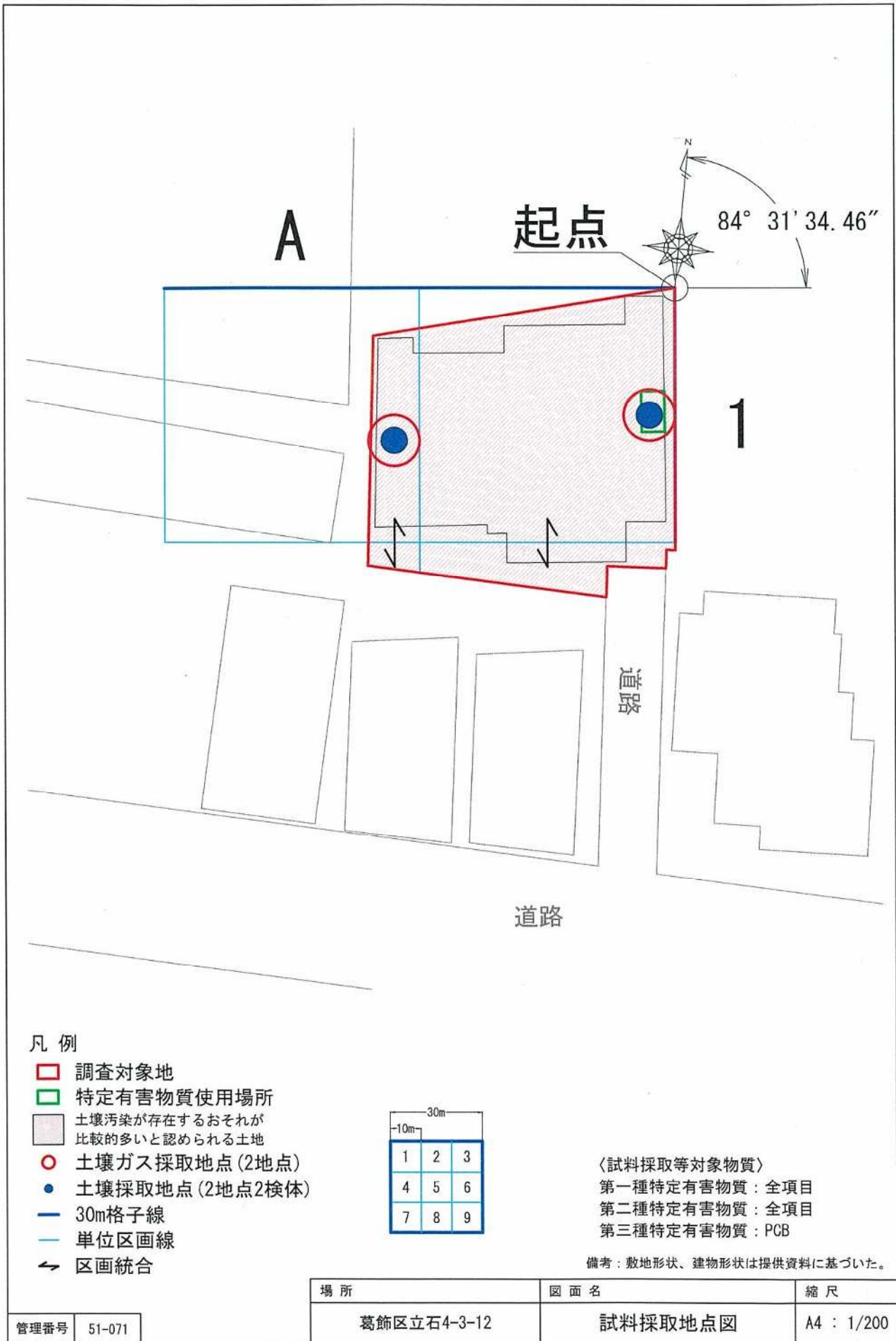
図 1-1

調査対象地位置図



□：対象地範囲 124.38㎡（CAD求積）

地理院地図（国土地理院Webサイト）



添付書類：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 （規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

【第一種特定有害物質】

分析項目	A1-2	A1-3	判定基準	定量下限値
土壌ガス調査（ガスクロマトグラフ法）				(vol ppm)
1	クロロエチレン	不検出	不検出	土壌ガスから有害物質が検出されないこと
2	四塩化炭素	不検出	不検出	
3	1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	
4	1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	
5	1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	
6	1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	
7	ジクロロメタン	不検出	不検出	
8	テトラクロロエチレン	不検出	不検出	
9	1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	
10	1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	
11	トリクロロエチレン	不検出	不検出	
12	ベンゼン	不検出	不検出	

【第二種特定有害物質】

分析項目	A1-2	A1-3	基準	定量下限値
土壌溶出量調査				(mg/L)
1	カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
2	六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
3	シアン	不検出	不検出	検出されないこと
4	水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
5	メチル水銀	不検出	不検出	検出されないこと
6	セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
7	鉛	0.023	0.021	0.01 以下
8	砒素	0.018	0.010	0.01 以下
9	ふっ素	0.14	0.48	0.8 以下
10	ほう素	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
土壌含有量調査				(mg/kg)
1	カドミウム	4.5 未満	4.5 未満	45 以下
2	六価クロム	25 未満	25 未満	250 以下
3	シアン	5 未満	5 未満	50 以下
4	水銀	1.5 未満	1.5 未満	15 以下
5	セレン	15 未満	15 未満	150 以下
6	鉛	21	170	150 以下
7	砒素	15 未満	15 未満	150 以下
8	ふっ素	100 未満	100 未満	4000 以下
9	ほう素	100 未満	100 未満	4000 以下

【第三種特定有害物質】

分析項目	A1-2	A1-3	基準	定量下限値
土壌溶出量調査				(mg/L)
1	PCB	不検出	不検出	検出されないこと

備考1：「ND」は定量下限値未満を示す。

備考2：赤字は基準値を超過していることを示す。

備考3：※は概況調査時の結果を示す。

